

佐野ラーメンデジタルマーケティング業務委託説明書

1 業務名 佐野ラーメンデジタルマーケティング業務

2 業務目的

本市の観光コンテンツである「佐野ラーメン」を宣伝商材とした映像等広告物（以下、「広告物」）を制作し、SNS等により広告物を配信（以下、「広告配信」）することで、さらなる観光誘客を図るとともに、来訪者の居住地域や年齢等を把握することで、今後の観光施策に活用することを目的とする。

3 履行期間 契約締結の日から令和8年3月10日まで

4 業務内容

（1）広告物の制作

「佐野ラーメンを食べに行きたい」「佐野市へ観光に行きたい」と本市への来訪意欲を高める広告物を以下のとおり制作すること。

ア 企画・構成

プロポーザルでの企画提案内容を基に、委託者と協議を行い、構成を決定すること。受託者は、委託者が内容を齟齬なく理解できるよう、必要に応じて絵コンテ等の資料を用意すること。決定した内容を基に、脚本やデザイン等を作成すること。

イ 広告物作成

企画構成に基づき、必要な映像素材の取材・撮影や調達、作画等を行うこと。なお、本業務の円滑な進捗を図るため、受託者は逐次、委託者と協議をしながら業務を進めること。

ウ 編集

広告物の編集を行い、必要に応じて音響・BGM・ナレーション・テロップ等を効果的に入れること。なお、適宜委託者による内容確認及び修正の指示を受けること。

エ 調整業務等

制作に関する関係機関等への連絡調整、取材交渉、撮影許可申請、エキストラの募集等を必要に応じ行うこと。ただし、取材を行う佐野ラーメン店については委託者と協議の上決定すること。また、佐野ラーメン店への取材交渉についても委託者と協議の上行うこと。

オ 権利確認

成果物及び構成素材に関する第三者の著作権及び肖像権、その他の権利についての交渉、処理に関する業務を契約履行完了までに行うこと。なお、本広告物の使用期限はないものとする。

(2) 広告配信

ア 広告配信の概要

本市が設定する地域に対し、SNS等を活用し広告配信を行うこと。なお、配信方法、配信時期、配信回数については提案に際して提示すること。

イ 目標値（KPI）の設定

再生回数あるいはそれに類する、具体的目標値等を提案に際して提示すること。なお、目標値については、類似事業の実績等を参考にし、実現可能性の高い目標値とすること。

(3) 広告配信の効果検証

ア 広告物を視聴した人数（実数）を計測し、計測結果を納品期限までに報告すること。

イ 広告物を視聴した者のうち、計測期間内に本市を訪れた来訪者数を計測し、結果を履行期間までに報告すること。なお、計測期間については委任者と受任者双方協議の上、決定すること。

ウ 上記のほか、広告配信の効果として検証可能な項目については、提案の際に提示すること。

エ 広告配信および来訪者計測の結果等については、実施レポートとして委託者に報告をすること。

5 広告物の種類・構成等

(1) 広告物の概要

「佐野ラーメン」を主な宣伝材料とし、「佐野ラーメンを食べに行きたい」「佐野市へ観光に行きたい」と本市への来訪意欲を高める広告物を制作すること。

(2) 配信地域

佐野市を中心として半径 150 km圏内に配信すること。なお、配信地域を左記以外とする場合は、類似範囲のみ認めることとし、提案に際して提示すること。

(3) 広告物の詳細、条件

広告物の種類、広告本数、再生時間、画面縦横比等は提案に際して提示すること。

(4) その他

市のイメージが棄損されないよう、配慮した上で業務を遂行すること。イメージを損なう恐れがあると市が判断した場合は、直ちに広告物の修正及び広告配信の停止を行うこと。

6 業務実施体制

(1) 業務実施計画書、業務責任者

契約締結後、業務実施計画書を提出すること。また、業務責任者を定め報告すること。

(2) 協議

業務実施計画書に従い、業務責任者は適宜打合せを開催し、進捗状況の報告等を行うこと。なお、打合せは原則オンライン会議とする。

7 著作権

- (1) 本業務の実施により完成した広告物の著作権は、委託者に帰属するものとし、利用及び複製、再編集は委託者において自由に行うことができるものとする。また、広告配信および来訪者計測等による実施レポートは、委託者が自由に公開及び公表できるものとする。
- (2) タレント起用、音楽等の使用については、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い等の権利処理を済ませた上で納品すること。また、それに伴い発生する経費については、すべて委託金額内で実施すること。
- (3) 著作権等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、委託者はその責任を負わない。

8 成果品の納入及び委託金の支払いについて

(1) 納品物

納品物、納品方法については、提案に際して提示すること。

(2) 納品期限

令和8年3月10日（火）まで

(3) 支払い

本業務の委託金は、業務完了検査後に一括して支払うものとする。

9 再委託

受託者は、委託者が認めた場合に限り、業務の一部を再委託することができる。

10 機密の保持

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、破損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

11 留意事項

- (1) 契約金額には、交通費、宿泊費、通信費、事務消耗品費等業務に係る必要経費の一切を含むものとする。
- (2) 本業務において、この仕様書の解釈及び記載が無い事項等に関して疑義が生じ

- た場合は、委託者と受託者において別途協議の上、対応するものとする。
- (3) 受託者は、本仕様に定めのない事項であっても、委託者が必要と認め指示する事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。
 - (4) 本業務の実施にあたって、委託者または第三者に損害を及ぼしたときは、委託者の責任に帰する場合のほかは、受託者がその賠償の責任を負うものとする。